

公表監第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（産業文化局）、財政援助団体監査（社会福祉法人 関西中央福社会 及び 社会福祉法人 真心幸泉会）、出資団体監査（西宮都市管理株式会社）、指定管理者監査（企業組合労協センター事業団）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同法同条第12項の規定により公表します。

平成29年7月5日

西宮市監査委員 亀井 健
同 鈴木 雅一
同 野口 あけみ
同 山口 英治

付記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
産業文化局	平成28年11月21日	平成28年11月22日	平成29年5月30日
社会福祉法人 関西中央福社会 社会福祉法人 真心幸泉会	平成28年11月21日	平成28年11月22日	平成29年5月31日
西宮都市管理株式会社	平成28年11月21日	平成28年11月22日	平成29年5月22日
企業組合労協センター事業団	平成28年11月21日	平成28年11月22日	平成29年6月2日

措置の内容 別紙のとおり

西育成発第11号
平成29年6月2日



西宮市監査委員 亀井 健 様
同 鈴木 雅一 様
同 野口 あけみ 様
同 山田 ますと 様

西宮市長 今村 岳司



監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | こども支援局 |
| 2 監査結果報告名 | 指定管理者監査結果報告（企業組合労協センター事業団） |
| 3 監査結果提出日 | 平成28年11月21日報告監第16号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

指定管理者監査報告書に基づき講じた措置
(平成 28 年 11 月 21 付報告監第 16 号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P16-2

1 指定管理の概要

27年度の指定管理料については、年度協定書が締結され、鳴尾東育成センターは14,141,000円、甲子園浜育成センターは18,255,000円と定められています。指導員の加配が必要になった場合は加配に伴う人件費の増加分を加算して支払うこととなっており、いずれも27年12月に変更協定書を締結し、鳴尾東育成センターは17,796,572円、甲子園浜育成センターは21,944,854円に増額されています。指定管理料の算定については毎年5月に加配児童を含めた児童の人数を算出し、その後12月に変更協定書の締結を行っていますが、当初より加配に伴う人件費の増加分を反映できる協定を締結できないか検討を行ってください。

(講じた措置)

指定管理料については、年度協定書では、協定書締結時に実際の利用人数が確定せず、加配に伴う人件費の増加を正確に反映することが困難です。5月に利用人数が確定するため、5月に変更協定を締結することとし、改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P16-2

1 指定管理の概要

光熱水費については公募時の募集要項で一部指定管理者が負担する旨の記載がされていますが、協定書や仕様書に記載がありませんでした。

(講じた措置)

光熱水費については、平成 29 年度に作成する仕様書に記載することとし、改善を図ります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P16-4

2 指定管理経費の収支状況

指定管理料には修繕料としてセンター1か所につき年間25,000円を計上し、その他は市において修繕を行うと募集要項に記載されていますが、協定書や仕様書にその旨の記載がありませんでした。

(講じた措置)

指定管理料の修繕料については、年度協定書に記載することとし、改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P16-6

4 所管部局での業務実施状況

指定管理者からの月例報告により施設の管理・運営状況を確認していますが、緊急状況報告書の一部や避難訓練の実施状況の詳細について、月例報告のファイルに保管されていないものがありました。後日すぐに確認できるよう関係書類は整理して保管するようにしてください。

(講じた措置)

指定管理者からの報告書については、指定管理者に対して、報告すべき書類を改めて通知しました。報告があった際には、適切な保管を行うこととし、改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P16-6

4 所管部局での業務実施状況

モニタリングについては、利用者アンケート等は実施していましたが、現地調査、モニタリングチェックシートの作成をしていませんでした。指定管理者モニタリングマニュアルを参考に現地調査をするなど適切なモニタリングの実施に努めてください。

(講じた措置)

モニタリングについては、指定管理者モニタリングマニュアルを参考にモニタリングチェックシートを作成し、適切なモニタリングの実施を行うこととし、改善を図ります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P16-6

4 所管部局での業務実施状況

指定管理者が指定管理料により購入した備品は、指定管理者に帰属するものとし管理簿に登載することとなっていますが、実費徴収金で購入したもの、以前の指定管理者が購入したもの、市民等から寄贈されたものが混在しています。どのように管理するのか明確に定められていないため、今後整理を行ってください。

(講じた措置)

備品については、指定管理者と協力し現状把握を十分に行い、適切な管理を行うこととし、改善を図ります。

5 むすび

施設の管理運営については、国の放課後児童クラブ運営指針によると子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められていますが、指針を満たしているセンターは少ない状況です。市の要綱の付則においては、当分の間おおむね1㎡を確保するように努めるとなっており、それを下回らないように弾力運用を行っています。今回の対象施設では、児童を休ませる専用の静養室がなく、トイレが男女共用となっていました。市においては、課題を整理し、優先度をつけて施設の改善を検討してください。

企業組合労協センター事業団は、市と連携・協働して安全安心な施設運営に加え、施設運営におけるサービス向上により一層努めてください。

(講じた措置)

施設の改善については、留守家庭児童育成センター62カ所中、現在、「静養するための機能を備えた区画」を設けている施設は8カ所しかなく、また、「専用区画面積児童一人当たり1.65㎡以上」の条件を満たしている施設は10カ所のみで、さらに、「一の支援の単位を構成する児童数、おおむね40人以下」の施設は10カ所となっています。

これら新制度基準を満たす運用を開始した場合、現在行っている弾力運用ができず、待機児童が生じてしまうこととなり、施設整備が必要となります。

また、築年数が相当経過したセンターもあることから、老朽化したエアコンやトイレ、シャワーや静養スペースといった設備面について、それぞれの施設の状況に応じて緊急度を検証しながら対策を検討していく必要があると考えています。

これら様々な課題の対策としまして、順次優先度の高い施設から整備を行ってまいります。また、余裕教室が見込まれる学校につきましては、校舎内での設置運営を進めていくなど、新制度基準の実現に向け整備を行い、改善を図ります。